

兵庫県立宝塚西高等学校災害対策計画

第1章 計画の主旨

本校の敷地内及び校区で、地震・風水害等による大規模災害が発生した場合において、状況を掌握し、被害の拡大を防止するとともに災害の復旧を図るため、本計画を定めるものとする。

第2章 組織の設置

第1節 主旨

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、兵庫県災害対策本部条例に基づき、校長が本校教職員を統括し、災害応急対策を推進するため臨時に設置する組織である。

その組織編成及び運営に関し必要な事項は以下に定めるが、各組織における平常時の業務を基準とし、災害に即応できるように定めるものである。

また、災害対策本部を設置したときは、平常時に設置されている校務分掌組織を災害対策本部のもとに統括し、組織の一元化を図る。

第2節 内容

(1) 名称

本組織の統括本部を「兵庫県立宝塚西高等学校災害対策本部」と呼ぶ。

(2) 設置場所

A棟1階 応接室、多目的室

なお、応接室が被災した場合は、別途設けることとする。

(3) 設定基準

- ① 当地または近隣の地域で大規模災害が発生し、災害応急対策を行う必要があると認められたとき。
- ② 県または市の災害対策本部からの要請があったとき

(4) 解散基準

- ① 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
- ② 災害応急対策のために設置した場合で、大規模災害のおそれが解消したと認められるとき

(5) 組織及び運営（別表・別記）

兵庫県災害対策本部条例に基づき指示された場合のほか、校長の判断による。

(6) 校長の職務の代理

災害応急対策に係る職務に関して、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、教頭、事務長、防災管理委員長の順で、その職務を代理することとする。

ただし、教頭、事務長、防災管理委員長が出勤不能の場合は、その他の本部員がその職務を代行することとする。

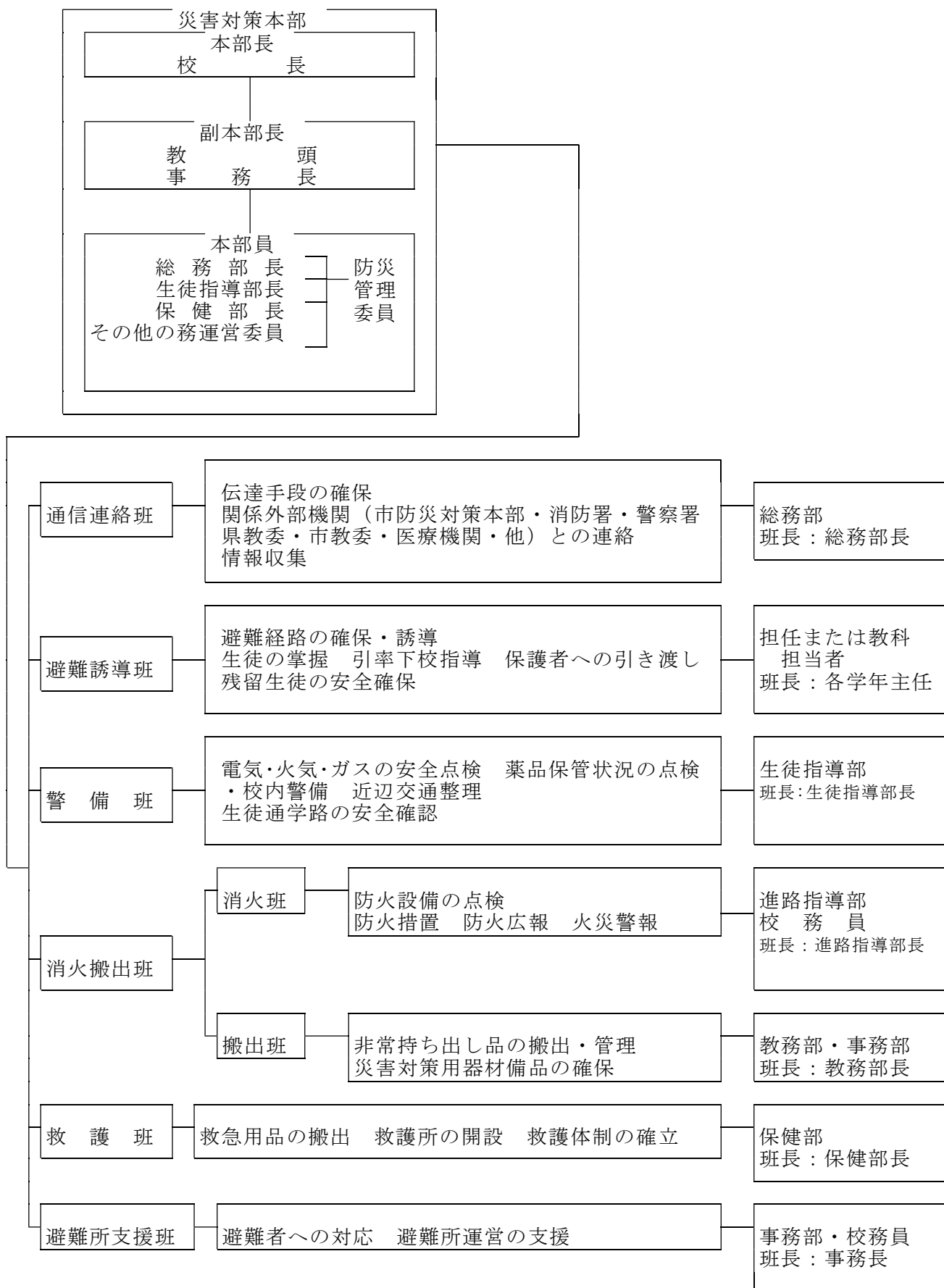
(7) その他

- ① 災害対策本部は学校の災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
- ② 災害対策本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

第3章 組織の運営

第1節 組織

(1) 災害対策本部の設置及びその他の組織は次のとおりとする。



(2) すべての職員は、(1)で割り振った職務の他、状況に応じて他の職務にも対応することとする。

第2節 職員配備体制

- (1) 災害対策本部が設置されたとき、職員はその指示に従い、直ちに配置につくこととする。
- (2) 配備体制は以下のとおりとする。

配備区分	配備割合と活動内容および配備基準	配 備 職 員
第1号配備	職員のうち少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等にあたる 基準 ・市域に災害に関する警戒宣言が発せられ災害の発生が予想されるとき ・災害の発生その他の状況により校長が必要と認めたとき	校長・教頭・事務長 本部員
第2号配備	職員のうち5割以内の人員を配備し、災害応急対策にあたる 基準 ・当該地域で震度5弱以下の地震を観測し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ・市内で震度5強か6弱の地震を観測したとき（自動配備） ・「大津波」の津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき その他の災害により中規模の被害が発生するか拡大するおそれのあるとき ・状況により校長が必要と認めたとき	校長・教頭・事務長 本部員 一般職員（近距離通勤者＝災害応急対策要員）
第3号配備	原則として職員の全員を配備し、災害応急対策にあたる 基準 ・市内で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備） ・地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき ・その他の災害で大規模の被害が発生するか大規模に拡大するおそれがあるとき ・状況により校長が必要と認めたとき	校長・教頭・事務長 本部員 一般職員

- (3) 「災害応急対策要員」とは、災害対策本部が設置されたときの要員として学校長が予め指名した者で、通勤に要する時間が概ね30分以内の者をいう。
「災害応急対策要員」の具体的な要員は別に定める。（表1）
- (4) 勤務状況別の配備区分は次のとおりとする。

配備区分	基 準	勤務時間内	勤務時間外	出張中
第1号配備	(2)による	直ちに配置につく	直ちに出勤し配置につく (表1)	直ちに帰校し配置につく
第2号配備	同 上	直ちに配置につく	直ちに出勤し配置につく (表1)	直ちに帰校し配置につく
第3号配備	同 上	直ちに配置につく	直ちに出勤し配置につく (表1) ただし交通機関の途絶等により出勤できないときは、最寄りの県立学校に出勤し、その校長の指示に従う	直ちに帰校し配置につく 帰校できないときは、勤務時間外の遠距離通勤者に準ずる

- (5) 職員は、出勤の命令を受けたときは、次のとおり対処する。
- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各部署で配置につく。
 - ② 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、職員自身または家族の被災のため出勤できないときは、直ちにその旨を本部長に連絡する。
 - ③ 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、その旨を本部長に連絡し、これに参加する。
 - ④ 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、交通機関の途絶等のため出勤することができないときは、その旨本部長に連絡する。
この場合において、副本部長は、緊急に出勤した職員を掌握し、本部長に連絡する。
 - ⑤ 勤務時間外に出勤の命令を受けた場合に、居住地の周辺及び出勤途上の地域の被害状況等を注視し、随時、本部長又は災害対策本部に連絡する。

第3節 緊急対策

災害発生時の具体的な対策は別表のとおりとする。（表2）

第4章 応急復旧対策

第1節 避難者の安全確保

- (1) 校内への避難者の安全を確保するため、次の措置を講ずることとする。
- ① 各施設を開放する。具体的な開放策については、災害の状況を勘案し、災害対策本部長が決定する。
 - ② 救援物資を直ちに配給する。
- (2) 開放の基準は次のとおりとする。
- ただし、裏山が崩壊のおそれのあるときは、開放は行わないものとする。

第1号開放	体育館フロアー（300名） 柔道場（30名） 剣道場（30名） 卓球場（30名）
第2号開放	A棟2階HR教室(201～209)（各20名）
第3号開放	A棟3階HR教室(301～308)、4階HR教室(402～408、410)（各20名）

- (3) 次の施設は開放しないものとする。ただし、病気または怪我等で重篤な避難者はこの限りでない。
- ① A棟1階の全室
 - ② B、C棟の全室
- (4) 避難者の移動の完了した部屋は教育活動再開のため、ただちに原状回復する。
- (5) 移動の判断は災害対策本部長が行う。
- (6) 避難者の自家用車の駐車場は、体育館周辺のみとする。（20台程度）
- (7) 市の指定する避難所への避難者の移動が完了するまで、(2)の基準に基づき、避難者の安全を確保する。

第2節 安否情報の作成および提供

- (1) 避難者名簿の原盤を予め準備しておき、災害が発生した時には避難者名簿を随時作成し、体育館玄関付近に掲示する。
- (2) 退去者は「退去届」により、避難先を確認し、掲示する。
- (3) 外部からの安否情報を体育館入口掲示板に随時掲示する。
- (4) 避難者の内線電話および放送による呼び出しは緊急時のみとし、通常は掲示による。

第3節 避難者自治組織の結成と運営

- (1) 避難者の滞在が長期化するときは、自治組織を結成し、運営する。
- (2) 避難所の運営に関する事項は自治組織と協議して行う。

協議事項は次のとおりとする。

- ① 避難者の開放施設間の移動
- ② 各開放施設等の避難者の生活条件
- ③ その他必要事項

第4節 食料等集積場所の確保

緊急および災害発生後の日常の食料等配給物の集積場所は、生徒集会室（食堂）及び運動場北側スタンド（テント設置）とする。

第5節 プール貯水の利用

- (1) 上水道が断水したときは、下水道が崩れていないかを確認したうえで、トイレ洗浄等にプールの水を利用する。
- (2) 校外者への水の提供は別途協議する。

第6節 災害時の優先電話

災害時の優先電話は、0797-73-4035 とする。

第7節 災害（防災）無線の設置

電話が不通の場合は、災害対策本部に市の災害（防災）無線の設置を依頼する。

第8節 避難者専用臨時電話の架設

避難者専用臨時電話を、体育館廊下1階に架設する。

第9節 仮施設の設置

- (1) 必要に応じ、次の施設を校舎外に仮設する。
 - ① 便所
 - ② 洗濯場
 - ③ 調理場
 - ④ シャワー室
- (2) 設置場所は体育館裏またはテニスコートとする。

第10節 外部組織による対策本部の設置および連携

- (1) ボランティア等外部組織の対策本部を設置するときは、体育館女子更衣室を充てる。
- (2) 地域の防災組織、ボランティア組織等とは必要に応じて協議し、避難所運営に連携してあたる。

第11節 ボランティア等の宿泊施設の確保

- (1) 必要に応じ、ボランティアの宿泊室を確保する。
- (2) 宿泊室はB棟1階被服教室とする。

第12節 避難所管理運営業務の校外組織への移行

- (1) 市の災害対策担当職員が派遣された場合や、避難者が外部への移動によって減少した場合は、避難所運営に関する業務を市の災害対策本部・避難者の自治組織・ボランティア組織等に移行させることとする。
- (2) 移行の判断は災害対策本部長が行う。
- (3) 移行後は、円滑な学校教育活動および避難所運営のため、必要に応じ校外組織と適宜協議することとする。

第5章 教育対策

第1節 状況の掌握

- (1) 出勤した職員は、可能な限り情報の収集にあたり、掌握した情報はすべて災害対策本部に集中させる。
- (2) 出勤不可能な職員は、随時状況を本部に連絡し、その指示を受ける。

第2節 応急復旧対策

- (1) 応急復旧の実施は知事が行う。
- (2) 造営物の応急復旧の実実施計画は兵庫県教育長が行うが、被害の軽微な復旧については学校長教職員の協力を得て、応急措置を取り、遅滞なく兵庫県教育長に報告する。
- (3) 業者を必要とする被害の復旧については、兵庫県教育長の指示を受け、復旧を行う。
- (4) 被害の状況により、職員の手で、機能の回復に万全を期す。
- (5) 応急復旧対策は、できる限りの対策を講じ、被害を最小限に食い止めるよう努力する。

第3節 応急教育実施の予定場所

学校長は、教育活動実施に困難が生じたときは、緊急にして適切な措置を講ずるとともに、逐次、現状を兵庫県教育長へ報告する。

第4節 応急教育方法

学校長は、教育施設や生徒の被災の状況を掌握し、安全で適切な応急教育方法の措置を講ずるとともに、逐次、実施状況を兵庫県教育長に報告する。

応急教育方法は次のとおりとする。

- (1) 災害の状況に応じ、休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置
- (2) 生徒の通学の安全を期すための適切な措置と指導
- (3) 生徒の保健、衛生管理上の適切な措置と指導

第5節 授業料減免等の処置

家屋の全半壊等特別な災害のあった生徒の授業料減免については、申し出により速やかに減免措置を講ずる。

第6節 教育実施者の確保措置

被害により通常の実施を行えない場合に対処し緊急の措置として、次の計画によって職員を確保する。

- (1) 複式授業実施
- (2) 二部授業の実施
- (3) 非常勤講師または臨時講師の発令

第7節 教職員、生徒、保護者へのこころのケア

教職員および生徒、保護者のこころのケアについて、学校医、専門医および学校カウンセラーの指導を受け、適切な措置を講ずる。

第 6 章

1 組織に関する事項

学 年 各 係	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
通 報 連 絡 係	各 組 体 育 委 員	各 組 体 育 委 員	各 組 体 育 委 員
避 難 誘 導 係	各組委員長・副委員長	各組委員長・副委員長	各組委員長・副委員長
応 急 防 火 係	各 組 美 化 委 員	各 組 美 化 委 員	各 組 美 化 委 員
救 護 係	各 組 保 健 委 員	各 組 保 健 委 員	各 組 保 健 委 員

2 訓練に関する事項

訓 練 事 項	実 施 期 日	実 施 内 容
避難・誘導訓練	1 2 月 中 旬	・各部署人員の点検、活動内容の確認と検討
応急・防火訓練	1 2 月 中 旬	・実施訓練（防火壁、消火栓、消火器、救護等）

3 防火用機械器具に関する事項

機 械 器 具	数 量	備 考
消 火 器	68個	5年に一度交換（ヤマト粉末ABC6型）
消 火 栓	32か所	
防 火 壁	31か所	自動防火壁
貯 水 槽	な し	

※詳細の分担は各年度で策定。

4 緊急措置に関する事項

生徒在校時に校内で出火した場合、また、他から延焼の恐れがある場合

- (1) 現場付近に居合わせた職員・生徒は、相互に協力して直ちに初期消火活動を行う。同時に伝令を出して職員室に連絡する。
- (2) 校内への警報は、サイレンの3秒間隔吹鳴か振鈴、放送、口頭伝達による。
- (3) 生徒は警報を聞けば授業担任の指示により、秩序正しく迅速にグラウンドに避難する。各室の窓・扉は閉鎖するが、カーテンは開放したままとする。

なお、避難経路は別表を原則とする。（別表3）

- (4) 集結地に避難した生徒は、授業担任よりホームルーム担任に引き継がれ、点呼を行い、人員を確認する。

平成11年4月1日 作成

平成26年4月1日 改訂